

見守り 新鮮情報

第156号

かつて文芸誌に掲載された自分の短歌を見たという出版業者から「雑誌に短歌を掲載しませんか」と電話があった。「あなたの素晴らしい作品で、ぜひ被災された方を励ましてください」などと言われ、困った人のためになるならと思つて承諾し、20万円の掲載料を支払つた。すると

次々に新たな掲載を勧められ、「先生、是非

お願いします」「チャリティですよ」などと言われ、**断りきれずに**契約に応じてしまつた。そのうち、**他の業者**からも同様の勧誘の電話がかかるようになり、その度に掲載を承諾し、結局**約1千万円**も払つてしまつた。これ以上、勧誘されたくない。(80歳代 女性)



「素晴らしい作品」とおだてられ… 短歌掲載の次々勧誘

ひとこと助言



- 短歌や俳句などの雑誌や新聞等への掲載を電話で勧誘されるトラブルの相談が、依然として寄せられています。自分の作品を褒められたり、社会のために役立つと言われたりして、嬉しく感じる気持ちなどにつけこんだ手口とも言えます。
- 事例の他に、一度限りの契約のつもりだったのに複数回掲載する契約とされたり、解約を申し出ると、既に印刷したなどと言って解約を認められなかつたりするケースもあります。
- 執ように勧誘されても、不審な点がある場合はきっぱり断りましょう。
- 一度契約すると次々に勧誘されることがあります。身近な人が日ごろから気を配ることも大切です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。